

大牟田市ともだちや絵本美術館
指定管理者募集要項

大牟田市
令和8年8月

目 次

- 1 対象施設の概要
- 2 指定管理者が行う管理の基準
- 3 指定管理者の業務等
- 4 指定の期間
- 5 応募資格
- 6 提出書類
- 7 事業規模及び指定管理料
- 8 リスク分担
- 9 利益還元剰余金の取扱いについて
- 10 現地説明会の実施（申請要件）
- 11 参加表明書の提出の方法、期間及び提出先
- 12 質問事項の受付
- 13 指定申請書提出先及び提出期間
- 14 選定方法
- 15 指定申請に要する経費
- 16 無効又は失格
- 17 選定結果
- 18 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料
- 19 その他
- 20 添付資料・様式
- 21 指定管理者選定スケジュール（予定）
- 22 問合せ先

大牟田市ともだちや絵本美術館指定管理者募集要項

大牟田市動物園の園内の施設である大牟田市ともだちや絵本美術館について、大牟田市ともだちや絵本美術館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を以下のとおり募集する。

1. 対象施設の概要

- (1) 名称
大牟田市ともだちや絵本美術館
- (2) 所在地
大牟田市若宮町2番地1（大牟田市動物園内）
- (3) 施設の設置目的
絵本や原画に触れるとともに、休憩室で行うワークショップなどのイベントを通じ、次世代を担う子どもたちの人間性や感性を伸ばし、魅力あふれる未来の大牟田のまちづくりにつなげることを目的とする。
- (4) 竣工年月日
令和3年(2021年)10月に大牟田市動物園の開園80周年に合わせて開館。
- (5) 敷地面積
616.1㎡木造平屋（敷地面積 2297.81㎡）
- (6) 施設概要
別紙「大牟田市ともだちや絵本美術館指定管理者管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (7) 来館者数・来館料収入・光熱水費（参考資料）

	来館者数（人）	※来館料収入（円）	光熱水費（円）
令和3年度 ※10月開館	70,973人	0円	980,138円
令和4年度	103,231人	0円	2,084,827円
令和5年度	90,910人	0円	1,524,574円
令和6年度	82,326人	0円	1,542,327円
令和7年度	85,365人	0円	1,615,209円

※本施設は利用料金制未採用のため

2. 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 開館時間及び休館日
開館及び休館は大牟田市動物園条例（平成17年条例第30号。以下「動物園条例」という。）に基づき運営すること。
- (2) 個人情報の取扱い
指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、大牟田市ともだちや絵本美術館の管理等業務に関連して作成し、又は取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (3) 情報公開
大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）の規定を遵守し、積極的な情報公開に努めること。
- (4) 関係法令等の遵守
関係法令、動物園条例及び大牟田市動物園条例施行規則（平成17年規則第

- ５９号）の規定を遵守すること。
- (５) 施設設備及び物品の維持管理
施設設備及び物品について、適切に維持管理を行うこと。
- (６) 社会的に就労困難な方々への就労の場及び雇用を確保すること。
指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）や母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）などの主旨を踏まえ、「仕様書」に定める業務の中で、現在、高齢者、障害者及び母子・父子・寡婦など社会的に就労困難な方々で構成される団体等に委託している業務については、原則として、引き続きそれらの団体等に委託するものとする。
なお、特別な理由等によりそれらの団体等との契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、上記によらないことができるものとする。
- (７) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２８年４月１日施行）への対応
この法律では、民間事業者において障害者に対する「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「障害者への合理的配慮」を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。この法律は、令和３年に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。（令和６年４月施行）指定管理者は、民間事業者ではありますが、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていること等を踏まえると、本市に準じた対応を求められますので、「障害を理由とする差別解消の推進に関する大牟田市職員対応要領（平成２８年２月）」等に従い、適切に対応してください。
- (８) その他
管理の基準に関する詳細は、協議の上、大牟田市ともだちや絵本美術館の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）で定める。

3. 指定管理者の業務等

- (１) 動物園条例第３条第１項第５号に掲げる事業の実施に関する業務
- ① 教育的、文化的配慮の下に、絵本等及びその原画等を収集し、展示すること。
- ② 絵本等に親しむ機会を提供し、絵本等を販売すること。
- ③ 動物園に入園した者の休憩等の場の提供に関すること。
- (２) 動物園条例第６条の規定により来館を禁じ、又は退館を命じること。
- (３) ともだちや絵本美術館の維持及び修繕に関すること。
- (４) その他、市長が必要と認める業務
- なお、具体的な業務内容及び履行方法については、別紙仕様書による。

4. 指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とする。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがある。

5. 応募資格

- (１) 応募者の形態
法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される共同事業体で応募することができる。
共同事業体の申請に当たっては、構成団体の中で代表団体（以下「代表構成

団体」という。)を定める必要がある。共同事業体の構成団体となった法人等は、単独又は他の共同事業体の構成団体として別途申請することはできない。

(2) 応募資格

次の要件を満たす法人等であること。この場合において、法人でない団体にあつては、①から④までについては当該団体の代表者が、⑤から⑩までについては当該団体が、それぞれその要件を満たしていること。なお、共同事業体の場合は、構成団体の全てが①から⑧までの要件を、代表構成団体が⑨から⑩までの要件を満たす法人等であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- ② 大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）の定めるところにより、本市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 市町村税、都道府県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）等に基づく再生、更生等の手続開始の申立てを行っている者（当該再生、更生等の手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（指定の取消しの理由が施設の休止、廃止等の本市又は他の地方公共団体の事情によるものを除く。）を受けたことがないこと。
- ⑥ 法人等の役員及び構成員に、本市における指定管理者の指定手続においてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が含まれていないこと。
- ⑦ 次のいずれかに該当する法人等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人等
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等
 - ウ 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が役員及び構成員に含まれている法人等
- ⑧ 法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。
- ⑨ 10に定める現地説明会に参加していること。
- ⑩ 11に定める参加表明書を提出していること。

6. 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 大牟田市動物園指定管理者指定申請書【別紙様式1】
- (2) 指定の予定期間に属する各年度におけるともだちや絵本美術館の管理に係る事業計画書【別紙様式2】及び収支予算書【別紙様式3】
- (3) 定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前年度より過去3ヵ年分の法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類。ただし、指定申請の日の属する事業年度の前事業年度までの事業年度が3年度に満たない法人等にあつては、設立時からの収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類。指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、当該設立時における財産目録又はこれに類する書類。
- (5) 役員等名簿及び照会承諾書【別紙様式4】
- (6) 法人等の役員等の履歴書
- (7) 申請資格誓約書【別紙様式5】
- (8) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (9) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (10) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (11) 納税証明書
 - ① 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
 - ② 大牟田市の市税（同市税が課税されていないもので市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の住民税）について滞納がないことの証明書
- (12) 申立書

民事再生法、会社更生法に基づく等の手続を行っていない旨の申立書。
- (13) 共同事業体で申請する場合
 - ① 共同事業体構成団体届兼委任状【別紙様式6】
 - ② 共同事業体協定書（各団体の役割及び責任体制を示すこと。）
- (14) 留意事項
 - ① 提出部数は、正本1部及び副本14部（コピー可）とする。
 - ② 共同事業体で申請の場合は、各団体の上記（3）から（12）までの書類を提出すること。
 - ③ 提出された書類の内容を変更することはできない。
 - ④ 指定管理者指定申請書の提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

7. 事業規模及び指定管理料

施設管理及び事業にかかる経費については、以下の指定管理料上限額以内で申請の際の事業計画書、収支予算を作成すること。

指定管理料上限額 1年につき36,000千円（税込）

8. リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとする。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定管理者	分担(協議)
応募	応募に関して必要となる費用		○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	○		
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会の議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断(避難所開設を含む)			○

※不可抗力：感染症、豪雨、洪水、高潮、地震、雷、落盤、火災、テロ、暴動、ストライキなど

9. 利益還元剰余金の取扱いについて

本施設については地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制は採用しないものの、一事業年度において指定管理料に剰余金が生じた場合は、当該利益は管理者の経営努力によるものである一方、公共財産施設運営から生まれたものでもある。したがって、計画を大きく超える剰余金が出た場合は、原則として、その一部を市民に還元することも必要であり、以下のとおり利益還元をお願いする。なお、決算により損失が生じた場合に、市がこれを補てんすることはない。(リスク分担で規定する費用負担は除く。)

(1) 還元額

指定管理者は、原則として、一事業年度において指定管理料に剰余金が生じ、当該年度の指定管理料の未執行額が交付額の3分の1を超えた場合は、当該

未執行額の2分の1の額（一万円未満切捨て）に相当する額を市に還元するものとする。

(2) 還元方法について

還元方法は、施設利用者の安全性、快適性という観点から、以下の選択肢の中から市と指定管理者が協議し、1つ又は複数の方法を選択して市に還元するものとする。

ア．施設の安全性につながる修繕及び工事

イ．施設利用者の要望を踏まえた備品の設置、更新

10. 現地説明会の実施(申請要件)

現地説明会を次のとおり開催するので、申請を予定されている法人等又は共同事業体は、必ず出席すること。

なお、出席に当たっては現地説明会参加申込書【別紙様式7】に記入の上、次のとおり申し込むこと。出席は1法人等又は共同事業体につき3人以内とする。現地説明会に出席しなかった法人等又は共同事業体の申請は認められないこととする。

(1) 開催日時

令和8年8月24日（月）午後4時から1時間程度（時間厳守）

(2) 開催場所

大牟田市ともだちや絵本美術館 休憩室

(3) 申込方法

令和8年8月14日（金）までに申込書を持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法で申し込むこと（期限内必着）。なお、持参する場合の申込受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。また、FAX、電子メールによる場合は、発送・発信した旨の電話により連絡すること。

(4) 申込先

大牟田市産業経済部観光おもてなし課（市役所本庁舎3階）

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2750

FAX 0944-41-2764

メールアドレス e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp

※当日は本募集要項及び仕様書を必ず持参すること。

11. 参加表明書の提出の方法、期間及び提出先

指定申請をする法人等又は共同事業体は、指定申請の前に必ず参加表明書【別紙様式9】を提出すること。なお、共同事業体の場合は、代表構成団体を申請者として提出すること。

(1) 提出方法 大牟田市産業経済観光おもてなし課へ持参し、又は郵送してください。

(2) 提出期間 令和8年8月17日（月）から同月31日（月）まで。なお、持参する場合における参加表明書の受付日時は日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送する場合は当該期間内に必着とする。

(3) 提出先 大牟田市産業経済部観光おもてなし課

12. 質問事項の受付

募集に関する質問を次のとおり受け付ける。

ただし、現地説明会の申込みをされた方を対象とする。

- (1) 受付期間 令和8年8月17日（月）から8月31日（月）まで
- (2) 受付方法 質問書【別紙様式8】に記入の上、下記の提出先へ持参、FAX
又は電子メールで提出すること。なお、持参する場合は、日曜日、
土曜日及び祝日法による休日を除く午前8時30分から午後5時
15分までとする。また、FAX、電子メール送信後には、送信
した旨の電話連絡をすること。（電話や口頭による問合せについて
は、受付できません。）
- (3) 提出先
大牟田市産業経済部観光おもてなし課（市役所本庁舎3階）
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話 0944-41-2750
FAX 0944-41-2764
メールアドレス e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp
- (4) 回答方法
回答できる全質問に対して、令和8年9月4日（金）までに大牟田市ホーム
ページにて回答する。

13. 指定申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先
大牟田市産業経済部観光おもてなし課（市役所本庁舎3階）
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話 0944-41-2750
- (2) 提出期間・方法
令和8年9月7日（月）から9月18日（金）までに（1）の提出先に持参
し、又は郵送すること。なお、持参する場合は、日曜日、土曜日及び祝日法
による休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場
合は、書留郵便により提出期限最終日までに必着のこと。
※電子メール及びFAXでの提出は認められない。

14. 選定方法

大牟田市産業経済部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に
おいて、次の選考事項に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者を指定管理
候補者として選定する。なお、応募団体が1団体の場合でも、選定委員会の定め
る選定基準を満たしていないときは選定されず、再度公募を行う。選定委員会は、
10月に開催予定。その際に、申請者によるプレゼンテーションを実施する場合
がある。詳細については後日連絡する。

《選考事項及び配点》※（ ）内は配点

- (1) 住民の平等な利用の確保（10）
 - ア 施設の設置目的及び市の管理方針の理解
 - イ 住民の施設の平等な利用の確保
- (2) 施設の効用の最大限の発揮（30）
 - ア 利用者の増加を図るための具体的手法

- イ サービスの向上を図るための具体的手法
- ウ 事業内容と施設の設置目的の整合性
- エ 施設の維持・安全計画の適格性及び安全性
- オ 市民、学校、地域団体等との連携及び協働
- カ 施設の特色を活かす手法
- (3) 経費の縮減（10）
 - ア 管理運営業務に係る提案価格
 - イ 収支計画内容の適格性及び実現の可能性
- (4) 管理を安定して行う人的、財政的基礎（25）
 - ア 安定的な運営が可能となる人的能力
 - イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤
 - ウ 類似施設の運営実績
- (5) その他必要な事項（10）
 - ア 緊急時等の対応
 - イ 情報公開・個人情報保護のための方策
- (6) 動物園/ともだちや絵本美術館と連携した企画・教育普及・誘客提案（15）
 - ア 動物園/ともだちや絵本美術館との連携による相乗効果
 - イ 施設独自の企画性・創造性
 - ウ 誘客及び回遊性向上への寄与
- (7) 加点項目（5）
 - ア 大牟田市内に法人又は団体の活動拠点を有している

15. 指定申請に要する経費

申請に要する経費はすべて申請者の負担とする。

16. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限を守らなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- (4) 虚偽の内容を記載した場合
- (5) 選定結果を通知するまでの間に選定委員、大牟田市職員及び本件関係者等に対して、適正な選定を阻害する恐れのある接触行為の事実が認められた場合
- (6) 本要項中の「2 指定管理者が行う管理の基準」を満たしていない場合
- (7) 現地説明会に出席していない場合
- (8) 参加表明書が提出されていない場合
- (9) その他、応募資格に適しない場合

17. 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知するとともに、大牟田市ホームページにおいて公表する。（大牟田市ホームページアドレス：
<https://www.cityv.omuta.lg.jp>）

18. 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は令和8年12月大牟田市議会定例会の議決を経て決定（指定）される。

- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結するが、この協定の管理業務に係る指定管理料は令和9年度予算額以内となるので、申請時に提案された管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

19. その他

- (1) 提出された書類は返却できないものとする。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する（使用は市役所内及び候補者選定委員会での検討に限る。）。
- (3) 提出された書類は、大牟田市情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、公開することがある。
- (4) 大牟田市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的に使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること又は内容を提示することを禁じる。
- (5) 指定管理者に指定された場合、指定管理期間中各年度の決算書や財務諸表などの経営状況が把握できる資料を提出のこと。
- (6) 申請者1団体・共同事業体につき1申請とし、複数の申請はできない。なお、「大牟田市動物園指定管理者募集」の同時申請は可とする。

20. 添付資料・様式

- (1) 大牟田市ともだちや絵本美術館指定管理者募集要項様式集（別紙様式1～9）
- (2) 大牟田市ともだちや絵本美術館指定管理者管理業務仕様書
- (3) 大牟田市動物園条例、大牟田市動物園条例施行規則

21. 指定管理者選定スケジュール(予定)

- (1) 募集要項の配布及び現地説明会参加申込期間
令和8年8月3日（月）から8月14日（金）まで
※市HP又は観光おもてなし課にて入手ください。
- (2) 現地説明会
令和8年8月24日（月）
- (3) 質問受付
令和8年8月17日（月）から8月31日（月）まで
- (4) 質問回答
令和8年9月4日（金）までに市HPにて回答
- (5) 参加表明書受付
令和8年8月17日（月）から8月31日（月）まで
- (6) 指定申請書等提出期間
令和8年9月7日（月）から9月18日（金）まで
- (7) 候補者選定委員会
令和8年10月上旬
- (8) 候補者選定結果の通知
令和8年11月上旬
- (9) 指定議案の議決
令和8年12月議会に提案
- (10) 指定の公告
令和9年1月上旬
- (11) 協定書締結
令和9年3月

22. 問合せ先

大牟田市産業経済部観光おもてなし課（市役所本庁舎3階 担当者：安池、福本）
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話 0944-41-2750
FAX 0944-41-2764
メールアドレス e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp